

ご親族を亡くされたご家族へ（チェックシート） 確定申告等で亡くなった方の個人番号(マイナンバー)が必要な場合があります。マイナンバーカード(またはマイナンバー通知カード)はしばらく保管しておいてください。カードの紛失等により死亡者のマイナンバーが不明である場合は、その旨を各受付窓口で申し出てください。

ご親族を亡くされたご家族がされる主な手続きには次のようなものがありますので、該当するものがありましたら、関係課所での手続きをお願いします。印鑑は浸透式印でないものをご持参ください。

令和6年4月1日現在

チェック	項目	対象者	手続きの内容	必要なもの(チェックしてください。)	受付窓口	
<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金	国民年金の加入者 または受給者	死亡した方がこれまでかけてきた年金の月数によって、未支給年金・遺族年金・死亡一時金など、ご遺族の請求内容と請求先が異なります。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 死亡者及び生存配偶者の年金証書・年金手帳など(なければ死亡届等でも可) <input type="checkbox"/> 死亡者と請求者の続柄のわかる戸籍(請求者の優先順位は⑥番窓口で確認してください。) <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバー・口座番号がわかるもの(いずれも原本)	国民年金のみに加入・受給の場合は、左記必要書類で即日市役所にて手続きが終了する場合と、左記以外の書類が追加が必要になる場合があります。必要書類は⑥番窓口でご案内します。	
		厚生年金の加入者 または受給者			厚生年金に加入・受給の場合は、左記必要書類で手続きが終了する場合でも手続き先は年金事務所です。また、追加の必要書類は⑥番窓口でご案内します。 *共済年金のみ加入・受給の方は共済組合へお問合せください。	
<input type="checkbox"/>	パスポート	お持ちの方	失効の手続きをおすすめします。窓口にお越しになる方の「本人確認書類(運転免許証など)」を持参してください。		市民課②番窓口 (市役所1階北側) 0897-65-1232	
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度	加入していた方	資格喪失届、葬祭費の支給申請が必要です。	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、特定疾病受療証(お持ちの方のみ) <input type="checkbox"/> 相続人代表者の方の認印、口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカード等) <input type="checkbox"/> 死亡者と相続人代表者の方との関係がわかる書類(戸籍等) <input type="checkbox"/> 喪主の方の認印、口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカード等) <input type="checkbox"/> 喪主であることが確認できる書類(火葬許可証、会葬礼状等) <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認)	※喪主と相続人代表者が同じ方の場合には不要。	国保課⑫番窓口 (市役所1階北側) 0897-65-1170
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	加入していた方	資格喪失届、葬祭費の支給申請が必要です。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 世帯主の個人番号(マイナンバー)がわかるもの(死亡者が世帯主の場合は不要) <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(または国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証) <input type="checkbox"/> 喪主の方の口座番号がわかるもの ※死亡者と別世帯の方が「喪失届」手続きされる場合、及び、喪主と別世帯の方が「葬祭費」手続きされる場合も、それぞれ委任状が必要です。		国保課⑧番窓口 (市役所1階北側) 0897-65-1230
<input type="checkbox"/>	介護保険	被保険者であった方 (65歳以上の方)	資格喪失の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 死亡者のマイナンバーがわかるもの ※保険料の還付、高額介護サービス費等の支給がある場合は下記が必要です。 (相続人代表者と還付金等を受け取られる方が異なる場合は、委任状が必要です。) <input type="checkbox"/> 相続人代表者の方の認印、還付金等を受け取られる方の口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカード等) <input type="checkbox"/> 死亡者と相続人代表者の方との関係がわかる書類(戸籍、火葬許可証等)		介護福祉課 ⑬ (市役所1階南側) 0897-65-1241
<input type="checkbox"/>	障害者手帳(身体・療育・精神)・重度心身障がい者医療費受給者証	該当していた方	返還が必要です。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 死亡者のマイナンバーがわかるもの(精神のみ) <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費受給者証	地域福祉課 ⑭ (市役所1階南側) 0897-65-1237	
<input type="checkbox"/>	重度障がい者(児)タクシー利用助成券		残数がある場合は返却が必要です。	<input type="checkbox"/> 重度障がい者(児)タクシー利用助成券		
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当		資格喪失等の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 必要なものをお伝えしますので、地域福祉課へお越しください。		
<input type="checkbox"/>	児童手当	受給していた方 または対象児童	資格喪失等の手続きが必要です。	各自手続きが異なるため、確認が必要です。必要なものをお伝えしますので、こども未来課へお越しください。	こども未来課 ⑯ (市役所1階南側) 0897-65-1242	
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	対象児童	対象児童が1人の場合は、資格喪失の手続きが必要です。対象児童が他にいる場合は、額改定(減員)の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書		
		受給していた方	資格喪失及び新しく受給者になられる方で新規の手続きが必要です。	こども未来課にお問合せください。		
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	対象児童	対象児童が1人の場合は、資格喪失の手続きが必要です。対象児童が他にいる場合は、額改定(減員)の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書		
		受給していた方	資格喪失及び新しく受給者になられる方で新規の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本・個人番号(マイナンバー)がわかるもの・通帳		
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費受給者証	受給していた方	資格喪失等の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給者証		
<input type="checkbox"/>	<small>えがち</small> 愛顔っ子応援券(おむつ券)	応援券対象乳児で残数がある方	残数がある場合は返却が必要です。	<input type="checkbox"/> 応援券		

チェック	項目	対象者	手続きの内容	必要なもの(チェックしてください。)	受付窓口
<input type="checkbox"/>	市県民税	納税されていた方	次に該当する場合は、あらたに納税通知書をお届けすることになりますので、課税課市民税係に『納税代表者』の届出をお願いします。 ① 市県民税を給与天引き(特別徴収)していて、退職時に納付すべき市県民税が残っている方 ② 市県民税を公的年金から天引き(特別徴収)されている方 ③ 1月2日以降に亡くなられた方(1月1日現在が基準ですので、前年の収入をもとに新年度の市県民税が課税となります。) ※ 亡くなった方の、納期未到来分・未納分・新年度課税分の市県民税につきましては、相続人の方に納税していただくことになります。		課税課 市民税係 (市役所2階北側) 0897-65-1224
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車 (125cc以下)等	所有されていた方	引き続き使用される場合 ⇒ 名義変更手続き 廃棄される場合 ⇒ 廃車手続き	<input type="checkbox"/> 譲渡証明書(相続人) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書(平成5年4月以降登録のもの) <input type="checkbox"/> 新所有者の印鑑 <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書(平成5年4月以降登録のもの) <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	
<input type="checkbox"/>	固定資産税	市内に固定資産(土地・家屋)を所有していた方	市内に所在する固定資産(土地・家屋)の所有者の方が亡くなられた場合は、当該資産の相続登記が完了するまでの間、固定資産(土地・家屋)を現に所有している方(相続人の方など)から、「固定資産現所有者申告書」に住所、氏名など必要な事項を記載して申告していただく必要があります(未登記の家屋を所有している場合も、別途手続きが必要です。)。申告の内容を基に本市が調査を行い、新たに納税通知書の送付先を決定し(共有の場合は代表者の方に)送付します。なお、法務局で相続登記をされると、その翌年以後の固定資産税・都市計画税は、登記簿上の所有者の方に課税されます。		課税課 固定資産税係 (市役所2階東側) 0897-65-1225
<input type="checkbox"/>	市営墓地	使用許可を受けていた方(名義人) 納骨する場合	使用許可を受けていた方(名義人)が、死亡された場合は、市営墓地の使用承継手続き(名義変更)が必要です。 市営墓地に納骨するときは、納骨届出をしてください。	必要書類をお渡ししますので、環境衛生課へお越しください。 <input type="checkbox"/> 火葬許可証(寺院墓地等に納骨するときは、墓地管理者に提出してください。)	環境衛生課 (市役所2階西側) 0897-65-1512
<input type="checkbox"/>	飼い犬の登録	犬を飼っていた方	犬を引き継いで飼われる場合は、所有者変更手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	新居浜市奨学資金、 新居浜市青野記念奨学資金、 新居浜市特別奨学資金、 新居浜市しらうめ入学準備金	借主(奨学金は本人、 入学準備金は保護者)	貸付中又は返還中の方は免除等の手続きが必要です。	必要書類をお渡ししますので、学校教育課(学務係)へお越しください。	学校教育課 (市役所5階南側) 0897-65-1301
<input type="checkbox"/>	市営住宅	入居者(契約者) 同居者	退去手続きが必要です。 同居者が継続して居住希望の場合は使用承継(契約変更)手続きが必要です。 ※ 使用承継できる方には条件がありますので、詳細は新居浜市営住宅管理グループでご確認ください。 新居浜市営住宅管理グループに同居者異動届を提出してください。	必要書類をお渡ししますので、新居浜市営住宅管理グループへお越しください。	新居浜市営住宅管理グループ (新居浜市一宮町一丁目6番37号 横山ビル1階) 0897-47-5218
<input type="checkbox"/>	上下水道	上下水道を使用されていた方	名義者が死亡された場合は、名義の変更手続きが必要です。 下水道使用料を、使用人数に応じてご負担いただいている方は、使用人数の変更が必要です。 手続きは電話でも受付ができます。		上下水道局 お客様センター (市役所別館) 0897-65-1331
<input type="checkbox"/>	相続登記	不動産(土地・建物)を所有されている方	令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に登記の申請をしなければなりません。 詳細については、松山地方法務局西条支局までお問い合わせください。 なお、具体的な相続登記申請に関する手続案内は、予約制になっています。また、「法定相続情報証明制度」についてもご利用ください。		松山地方法務局西条支局 0897-56-0188 (番号案内2番)
<input type="checkbox"/>	国 税	相続税	土地建物や現金などの相続財産がある方は、亡くなった日から各相続人などが取得した財産の合計額が、基礎控除額を超える場合、10か月以内に相続税の申告・納税が必要です。		新居浜税務署 個人課税部門 0897-33-4147
<input type="checkbox"/>		所得税	事業所得がある方や、2カ所以上から給料を受け取られている方、給与以外の所得が20万円以上ある方など、確定申告をする必要のある方が年の途中で亡くなった場合、相続の開始を知った日の翌日から4か月以内に準確定申告が必要です。 事業所得者は、税務署に廃業の届出が必要となります。		
<input type="checkbox"/>	県 税	事業税	個人事業主の方が年の途中で亡くなった場合、4か月以内に事業税の申告が必要です。		東予地方局課税課 0897-56-1312
<input type="checkbox"/>	自動車等	軽自動車をお持ちの方 引き続き使用される場合 ⇒ 名義変更手続き 廃棄される場合 ⇒ 廃車の手続き	軽自動車をお持ちの方 引き続き使用される場合 ⇒ 名義変更手続き 廃棄される場合 ⇒ 廃車の手続き が必要となります。		軽自動車検査協会 (050)3816-3124
<input type="checkbox"/>		普通自動車等を所有されている方	普通自動車・自動二輪車(125ccを超えるもの)等をお持ちの方 引き続き使用される場合 ⇒ 名義変更手続き 廃棄される場合 ⇒ 廃車の手続き が必要となります。		愛媛運輸支局 (050)5540-2076
<input type="checkbox"/>		運転免許証をお持ちの方	返納の義務はありませんが、返納される場合は、亡くなったことが証明できるもの(死亡届の写しなど)を添えて手続きをしてください。 (有効期限が切れている免許証の場合は、死亡証明書類はいりませんが、認印が必要になります。)		新居浜警察署交通課 0897-35-0110

※ 遺品等処分については、一時多量ごみと同じ取り扱いとなりますので、市が許可した収集運搬業者に依頼するか自己搬入をお願いします。
 ※ 小中学校学齢簿については手続き不要です。就学援助については通学していた学校で手続きが必要です。
 ※ 妊婦一般健康診査受診票、乳児一般健康診査受診票、定期予防接種券については、返却不要です。
 ※ **新年度には内容が変更することがありますので、手続きの途中で年度替わりになる場合は、事前にお問合せされることをお勧めします。**
 ※ **死亡届出後、住民票や戸籍に死亡事項が記載されるには、日数がかかる場合があります。**

新居浜市市民環境部市民課 〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話(直通) 0897-65-1232

FAX 0897-65-1235

(受付時間) 8:30~17:15 市民課のみ木曜日に窓口を18:15まで延長しています。

(取扱事務は、印鑑登録、印鑑証明・住民票・戸籍等諸証明の交付、マイナンバーカードの各種手続き、パスポート交付のみ)